

農村地域における空き家活用スキームと空き家活用事前登録制度の構築

(津屋崎空き家活用応援団)

課題と目的	空き家活用事前登録制度を設け、空き家予備軍に対して事前相談を行い、空き家の発生抑制や、将来の利活用を促進すること
取組内容	①空き家の所有者と空き家への入居希望者の相談窓口 ②空き家及び空き家予備軍の調査業務と訪問相談業務 ③空き家の相談セミナー業務 ④空き家活用事前登録制度の導入
成果	①データによる現状の把握 ②自治会との連携体制の構築 ③当団体パンフレットの改変、会員募集チラシとステッカーの作成 ④回覧板や説明会開催、個別相談会開催による町内における認知

取組内容

①空き家の所有者と空き家への入居希望者の相談窓口

不動産業者、建築士、工務店、まちづくり団体を構成員として、任意団体を組織し、空き家活用及び移住検討者への相談に対応。

②空き家及び空き家予備軍の調査業務と訪問相談業務

自治会との連携により情報を集め、基本的には目視による調査を行った。また、同時に、単身高齢世帯には訪問相談業務も実施。

③空き家の相談セミナー業

公民館にて空き家に関する無料相談セミナーを主催し、司法書士による相続講座と空き家活用事例紹介、個別相談を実施(計3回)

④空き家活用事前登録制度

独居老人やその家族を対象に、空き家になる前段階から、将来的に空き家になり得る家の活用プランを提案できる仕組みを導入

主な成果物(会員募集チラシ作成)

津屋崎の空き家活用応援団

家と家主のつながりを大切にします!

自宅や実家が将来空き家になる

空き家になった場合に家を活用して欲しい

会員募集

おうち思い会員とは?

【登録までの流れ】

- 電話やメールでお問合せください。詳しい内容や疑問、質問にお応えします。
- 会員登録は書類に記入するだけ
- 会員登録完了後、お住まいの自治会(町内会)へお申し込みください。
- ご家族で相談しプランをお選びください
- 会員専用活用プランを受けられます。建築士とともに、現地調査に伺います。得意のプランをご提案
- 会員ステッカーは、お届先へ貼り付けをお願いします

【よくある質問】

① 物件が置いてあるけど、大丈夫? ② 登録は無料ですか? ③ 登録の手続きは? ④ 空き家や店舗、空き地等も対象になりますか? ⑤ 会員登録のメリットは? ⑥ 会員登録のデメリットは? ⑦ 会員登録の費用は? ⑧ 会員登録のデメリットは?

【よくある質問】

① 物件が置いてあるけど、大丈夫? ② 登録は無料ですか? ③ 登録の手続きは? ④ 空き家や店舗、空き地等も対象になりますか? ⑤ 会員登録のメリットは? ⑥ 会員登録のデメリットは? ⑦ 会員登録の費用は? ⑧ 会員登録のデメリットは?

津屋崎の空き家活用応援団

TEL 0940-52-9610 (暮らしの問屋 内)

E-mail yoyaku@tsuyazaki-akiya.com

住所 〒811-3304 福岡県津屋崎町4丁目15-17

▲会員募集チラシ(表面)

▲会員募集チラシ(裏面)